

～資格を取ってスキルアップしたい求職者の方へ～



「資格取得等助成金」 のご案内

1

資格取得等助成金とは？

資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練・特定一般教育訓練）を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給する制度です。

※松山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金との併給が可能です。
※学校教育法第1条に規定する学校が実施する講座は対象外です。

2

資格取得等助成金の対象者は？

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- 1 対象講座を修了した方
- 2 対象講座の受講開始時に雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない方
- 3 対象講座開始時から修了時までの間、継続して市内に在住している方
- 4 助成金の申請時に公共職業安定所に求職登録をしている方
- 5 助成金の申請時に就職しておらず、仕事があればすぐに就職できる方、または在職中で転職を希望している方
- 6 過去にこの制度に基づく助成金の交付を受けていない方
- 7 市税の滞納がない方



3

助成の対象となる講座は？

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する一般教育訓練・特定一般教育訓練の講座が対象です。

「教育訓練給付制度（厚生労働大臣指定教育訓練講座）検索システム」参照

URL : <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku>

（裏面もご覧ください）

4

資格取得等助成金の金額は？

対象講座の受講のために負担した入学金と受講料の合計額の、一般教育訓練は20パーセント、特定一般教育訓練は40パーセントに相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で10万円を限度とします。

5

資格取得等助成金支給の対象者は？

1 認定申請（訓練講座の受講開始後14日以内に申請が必要です）

- 資格取得等助成金受給資格（認定・変更）申請書
- 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類（ハローワーク受付票の写し）
- 教育訓練給付金支給要件回答書の写し（ハローワークにて照会）
※雇用保険に加入していない期間が7年以上の場合や雇用保険に加入したことがない場合は回答書が発行されませんので、その際はご本人同意のもとに松山市から照会を行います。
- 対象講座のパンフレット等講座の内容がわかるもの
- 市税の完納証明書（納税課にて発行）
- その他市長が必要と認める書類



必要書類

2 受給資格認定通知（松山市から届きます）

3 助成金の請求（訓練講座修了後1ヵ月以内に申請が必要です）

- 資格取得等助成金支給申請書
- 請求書
- 教育訓練修了証明書または訓練施設が発行する証明で市長が認めたもの
- 入学金及び受講料の支払いを証明する書類（領収書など）
- 講座修了後に発行された松山市の住民票
- 振込みを希望する金融機関及び口座番号がわかる書類（通帳の写し）
- その他市長が必要と認める書類

4 支給（松山市から指定口座に振り込まれます）

6

問い合わせ

松山市地域経済課

労政・雇用担当

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 本館8階

電話：089-948-6550 FAX：089-934-1884

※この助成金事業については令和4年4月時点の内容及あり、変更になる場合があります。